

# 阿南市国土強靱化地域計画

令和2年3月

(令和4年3月一部修正)

阿 南 市

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>計画作成の趣旨、位置付け</b> .....	<b>1</b>
第 1 節	計画策定の趣旨 .....	1
第 2 節	本計画の位置付け .....	1
第 3 節	計画の推進期間 .....	2
<b>第 2 章</b>	<b>阿南市の強靱化に対する基本的な考え方</b> .....	<b>3</b>
第 1 節	基本目標 .....	3
第 2 節	事前に備えるべき目標 .....	3
第 3 節	阿南市の強靱化を推進する上での基本的な方針 .....	4
<b>第 3 章</b>	<b>強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）</b> .....	<b>6</b>
第 1 節	脆弱性評価とは .....	6
第 2 節	阿南市の特性 .....	6
第 3 節	対象とする自然災害（想定するリスク） .....	12
第 4 節	施策分野の決定 .....	17
第 5 節	起きてはならない最悪の事態 .....	17
第 6 節	重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定 .....	19
第 7 節	脆弱性評価の実施手順 .....	20
第 8 節	脆弱性評価結果 .....	20
<b>第 4 章</b>	<b>阿南市の国土強靱化に向けた推進方針</b> .....	<b>21</b>
第 1 節	事前に備えるべき目標 .....	22
第 2 節	横断的分野 .....	53
<b>第 5 章</b>	<b>施策の重点化</b> .....	<b>60</b>
<b>第 6 章</b>	<b>計画の推進と進捗管理</b> .....	<b>61</b>
第 1 節	推進体制 .....	61
第 2 節	計画の進捗管理と見直し .....	61
<b>資料編</b>		
1.	起きてはならない最悪の事態の様相	
2.	起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	
3.	重要業績指標一覧	
4.	その他資料	

# 第1章 計画策定の趣旨、位置付け

## 第1節 計画策定の趣旨

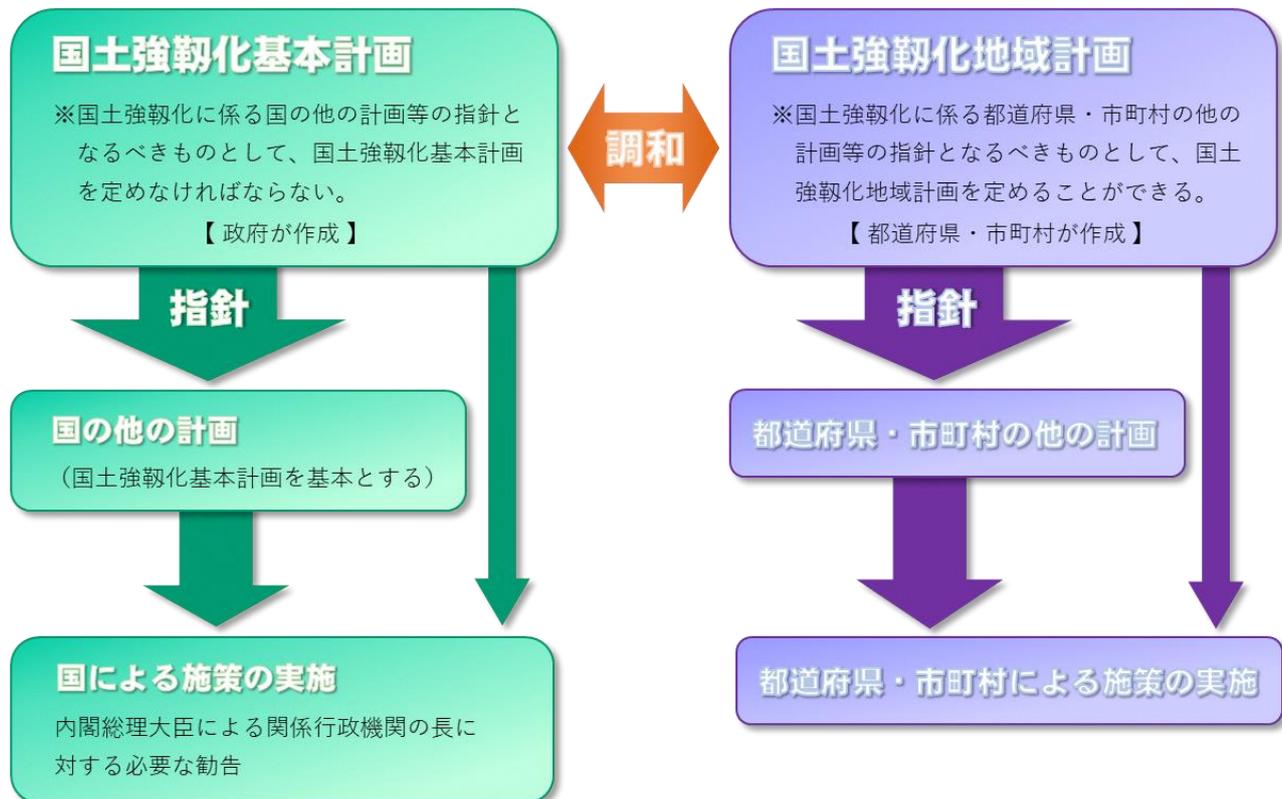
近年、阪神淡路大震災や東日本大震災等、想定を超える大規模な災害が発生し、人的・物的ともに甚大な被害や、復旧・復興の長期化をもたらし、被災者や地域全体の生活・経済に大きなダメージを与えた。

このような事態を避けるため、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に国土強靱化基本計画（以下「国の基本計画」という。）を策定した。その後、策定から約5年が経過したことから、平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に国の基本計画の見直しを行った。

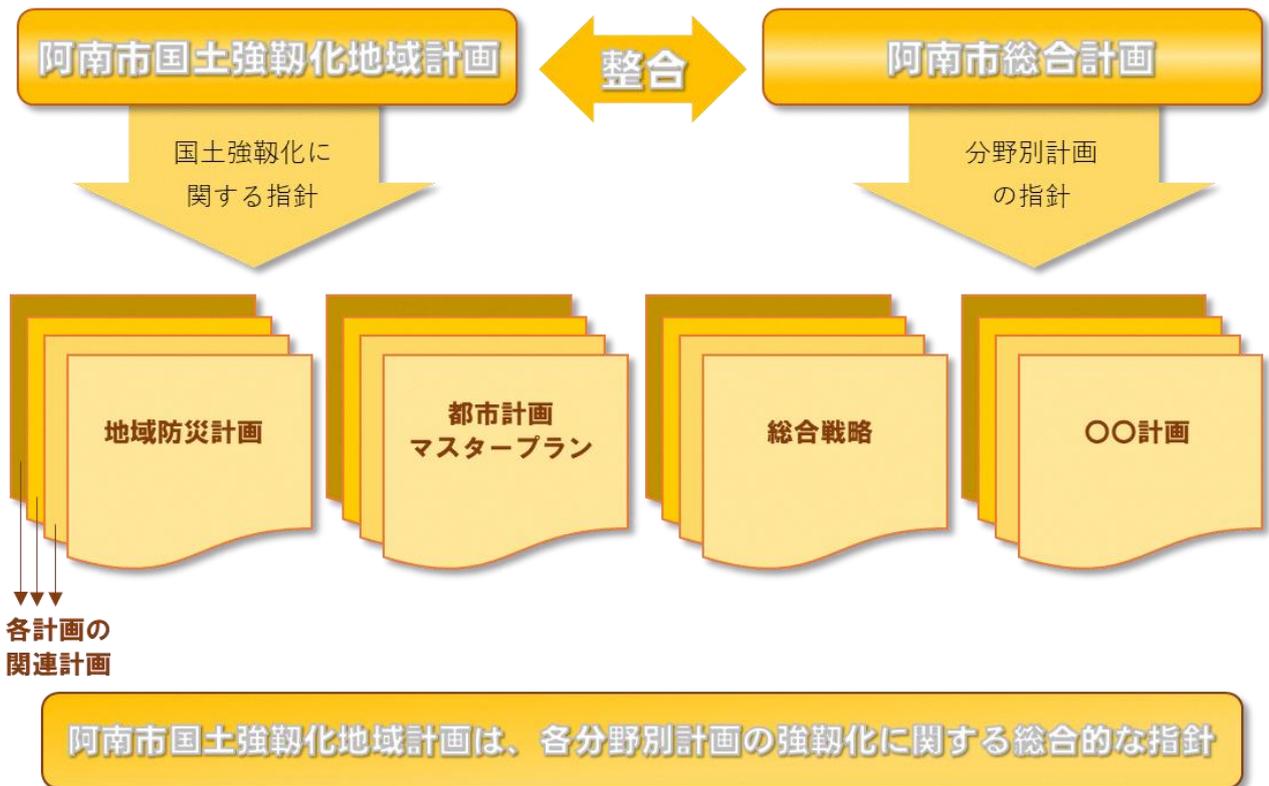
本市は、市民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守ることのできる「強靱な阿南市」を目指すとともに、地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するため、阿南市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

## 第2節 本計画の位置付け

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、国の基本計画、徳島県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）と調和を図るものとする。また、本市の最上位計画である阿南市総合計画と整合を図り、本市強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。



国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係



国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係

### 第3節 計画の推進期間

計画の推進期間は5年とし、令和6年度を目標年次とする。

その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。

ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

## 第2章 阿南市の強靱化に対する基本的な考え方

基本法においては、国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、計画における目標は、原則として、国の基本計画に即して設定すると規定されている。

また、県と一体となって国土強靱化を実現していくためには、県計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

### 第1節 基本目標

本計画の基本目標を下記のとおり設定する。

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも
- (1) 人命の保護が最大限図られる
  - (2) 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
  - (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
  - (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

### 第2節 事前に備えるべき目標

本計画の事前に備えるべき目標を下記のとおり設定する。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 第3節 阿南市の強靱化を推進する上での基本的な方針

#### (1) 阿南市の強靱化に向けた取組姿勢

- ・本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取組にあたること
- ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と政策立案概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
- ・国、県をはじめ関係機関等との連携協力による取組についても取り入れるなど、本市の総力を挙げた取組とすること
- ・本市が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
- ・事前復興の取組を推進すること
- ・持続可能な環境や社会の実現に向け、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献すること（資料編「4. その他資料」参照）



図 持続可能な開発目標（SDGs）  
（資料参照：徳島県国土強靱化地域計画）

#### (2) 適切な施策の組合せ

- ・災害リスクと地域の特性に応じて、ハード対策（構造物を整備することで災害からの被害を抑えること）とソフト対策（ハザードマップや災害関連情報の提供等）を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること



命山の整備  
（ハード対策）



中島緊急避難階段の整備  
（ハード対策）



津波防災マップ  
（ソフト対策）

- ・「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと



食料等の備蓄  
(自助)



地域の防災訓練  
(共助)



消防の救助活動  
(公助)

- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる対策となるよう工夫すること

### (3) 効率的な施策の推進

- ・市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理の概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・既存の社会資本を有効活用することにより、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の活用を図ること
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・本市の特性を踏まえた、本市独自のものとして、先進的な取組を反映すること
- ・人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進すること  
また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮し、施策を講じること
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること



那賀川



野尾辺湿原



蒲生田岬

- ・「臨時情報」が発表された場合における防災対応への取組を推進すること
- ・支援の長期途絶に備えた取組を推進すること

## 第3章 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

### 第1節 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本市の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、本市の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

### 第2節 阿南市の特性

#### (1) 地形・地質

本市は、徳島県の南東部に位置し、東は紀伊水道、南は美波町及び太平洋に臨み、西是那賀町、北は小松島市及び勝浦町に接し、総面積は 279.25km<sup>2</sup> で、徳島県全体の 6.7% を占め、広大な市域を有している。

本市の西部及び南部の大部分は、山地となり、北部や東部の河川流域及び海岸線の一部に平野部が広がっている。平野部は住宅地のほか、農業や工業地域となっている。

一級河川では、那賀川や桑野川、二級河川では福井川、椿川等の河川があり、上流の地域も含め、国内でも有数の多雨地帯であることから、度重なる浸水被害を受けてきた。

本市の地質構造は、仏像構造線の北側にある秩父帯と、南側にある四万十帯に分けられる。秩父帯は主に砂岩、粘板岩、チャート等が分布し、四万十帯は主に砂岩、泥岩が分布している。本市の秩父帯に属する地域は、多くの地すべりや山崩れの危険箇所がみられる。

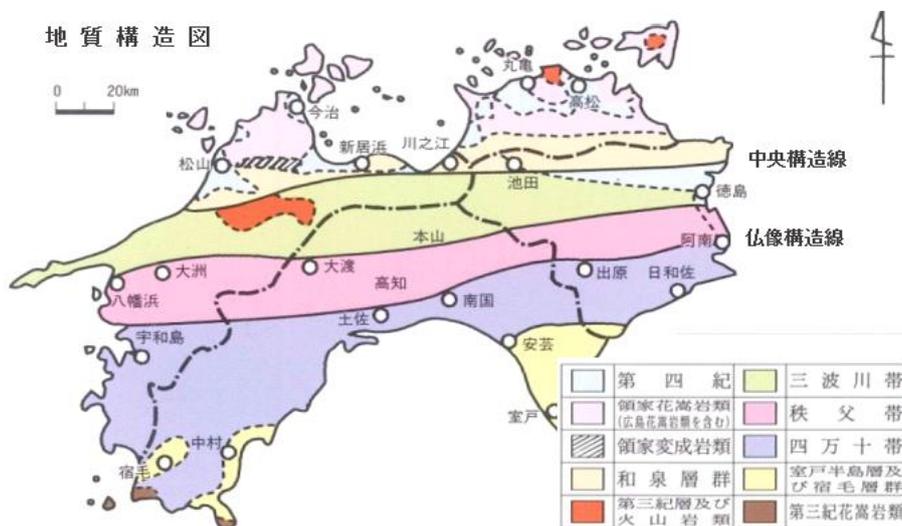
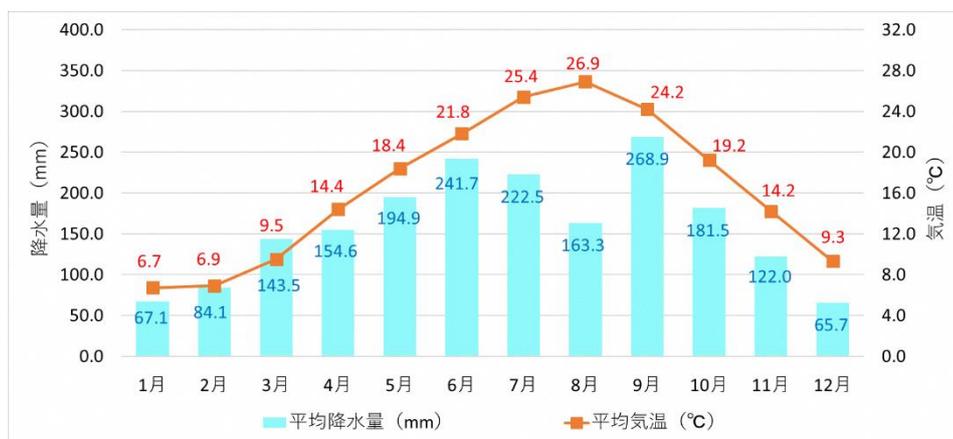


図 地質構造図  
(資料参照：徳島県国土強靱化地域計画)

## (2) 気象

本市の位置する徳島県南部は、太平洋側気候に属し、温暖な気候に恵まれている。椿町蒲生田にある気象観測所のデータでは、昭和56年から平成22年までの30年間の平均年間気温は16.4度、平均年間降水量は1909.8mmとなっている。



月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均年間降水量	平均年間気温
平均降水量 (mm)	67.1	84.1	143.5	154.6	194.9	241.7	222.5	163.3	268.9	181.5	122.0	65.7	1909.8	16.4
平均気温 (°C)	6.7	6.9	9.5	14.4	18.4	21.8	25.4	26.9	24.2	19.2	14.2	9.3		

図表 阿南市（地点：蒲生田）の気象データ  
昭和51年から平成22年まで30年間の月別平均気温及び月別平均降水量  
（資料参照：徳島地方気象台）

## (3) 人口

本市の人口は、73,133人（平成31年3月31日時点）で、少子化の影響などにより減少傾向にあるが、世帯数は増加しており、世帯の核家族化が進んでいる。（平成6年、平成11年及び平成16年の人口は、旧那賀川町、旧羽ノ浦町の人口を含む）



年次	世帯数		人口 (人)			
	世帯	増減数	総数	男	女	増減数
平成6年	24,278	-	81,084	39,011	42,073	-
平成11年	26,042	1,764	81,485	39,349	42,136	401
平成16年	27,411	1,369	80,265	38,814	41,451	△1,220
平成21年	28,853	1,442	78,469	37,871	40,598	△1,796
平成26年	30,059	1,206	76,407	36,828	39,579	△2,062
平成31年	30,935	876	73,133	35,436	37,697	△3,274

△は減少数を示す

図表 阿南市の人口推移  
（資料参照：阿南市住民基本台帳）

#### (4) 災害の歴史

##### ①地震

本市は過去の南海トラフ地震により、大きな被害を受けてきた歴史がある。昭和南海地震でも死者が発生している。

これまで南海トラフ地震は、100年～150年間隔の周期で繰り返し発生しており、東海地震及び東南海地震と同時もしくは少しの間隔を空けて発生している。国の地震調査研究推進本部は今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率を70%から70～80%に見直すなど、昭和南海地震から70年以上が経過していることを踏まえても、南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくない状況である。

また、直下型地震も全国各地で発生しており、兵庫南部地震や平成28年の熊本地震等においても、大規模な災害を引き起こしている。



福井住吉神社海嘯潮痕標石  
(昭和南海地震の記録)  
福井町浜田

昭和南海地震以降に発生した大地震及び近年発生した大地震で、本市に影響が及んだ事例を次に示した。

年月日	マグニチュード	地震名	被害状況
昭和21年12月21日 (1946年)	8.0	昭和南海地震	12月21日4時19分過ぎに潮岬南方沖を震源とするマグニチュード8.0の大地震が発生、南西日本一帯では地震動、津波によって甚大な被害が発生。津峯神社職員1人が圧死。
昭和35年5月23日 (1960年)	8.5	チリ沖地震	日本を含めた環太平洋全域に津波が襲来し、本市でも見能林・橋・福井・椿地区の1,193世帯(住民5,189人)で被害を受け、福井川沿いでは約5m高さの津波が観測された。
平成7年1月17日 (1995年)	7.3	平成7年(1995年) 兵庫県南部地震	阪神淡路大震災を引き起こし、死者及び不明者6,437人、負傷者43,792人、家屋被害は全壊104,906棟、半壊144,274棟、全焼7,036棟、半焼96棟の被害が発生した。徳島県でも震度4を観測した地域もあったが、本市で被害はなかった。
平成12年10月6日 (2000年)	7.3	鳥取県西部地震	10月6日13時30分頃、鳥取県西部を震源とするマグニチュード7.3と推定される地震が発生、本市でも震度4を観測したが、人的・物的等の被害はなかった。
平成13年3月24日 (2001年)	6.4	芸予地震	3月24日15時28分頃、安芸灘を震源とするマグニチュード6.4と推定される地震が発生、本市でも震度3を観測したが、人的・物的等の被害はなかった。
平成23年3月11日 (2011年)	9.0	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震	東日本大震災を引き起こし、死者及び不明者18,428人、負傷者6,157人、家屋被害は全壊121,991棟、半壊282,902棟、一部破損730,251棟(令和元年12月20日現在)の被害が発生し、多くは津波による被害である。津波は西日本各地にも到達し、人的被害はなかったが、本市も道路冠水が発生した。

(参考：阿南市地域防災計画、平成31年3月修正版、徳島県自然災害誌、気象庁、警察庁、消防庁資料等)

年月日	マグニチュード	地震名	被害状況
平成25年4月13日 (2013年)	6.3	淡路島地震	4月13日5時33分、淡路島を震源とするマグニチュード6.3の直下型地震が発生した。本市でも震度4を観測し、負傷者1人、水道管破裂1件の被害があった。
平成27年2月6日 (2015年)	5.1	徳島県南部の地震	2月6日10時25分頃、徳島県南部を震源とするマグニチュード5.1の直下型地震が発生し、牟岐町で震度5強、海陽町で震度5弱を記録した。本市でも震度4を記録したが、人的・住家等の被害はなかった。
平成28年4月16日 (2016年)	7.3	平成28年(2016年) 熊本地震	4月14日21時26分に前震が発生、28時間後の4月16日1時25分に本震が発生した。死者数は関連死を含め272人、住家全壊8,642棟(令和元年9月13日現在)となっている。本市でも本震発生時には震度3を観測したが、人的・物的等の被害はなかった。
平成30年6月18日 (2018年)	6.7	大阪府北部を 震源とする地震	6月18日7時58分、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生。死者6人、住家の全壊21棟、一部損壊は61,266棟(令和元年8月20日現在)となっている。停電件数は大阪府内で最大17万戸を超えた。また、この地震によるブロック塀の倒壊で下敷きとなり亡くなった方が複数発生している。本市でも震度2を観測したが、人的・物的等の被害はなかった。

(参考：阿南市地域防災計画、平成31年3月修正版、徳島県自然災害誌、気象庁、警察庁、消防庁資料等)

## ②大規模な風水害

本市には徳島県第二の河川である那賀川が流れているが、古くから穀倉地帯の水源等として豊かな環境が恵まれてきた一方で、本市が台風の常襲地帯でもあるため、これまで幾度となく水害が発生し、大きな被害を受けてきた。

昭和36年の第二室戸台風では、高潮により90を超える住家が全半壊し、3千棟以上の住家が浸水被害を受けている。

近年では、平成26年8月の台風12号による豪雨で、那賀川下流域で内水氾濫が起こり、100棟を超える床上浸水被害が発生した。その1週間後には、台風11号による豪雨で、無提地区であった加茂谷地区は那賀川の氾濫により、大規模な浸水被害が発生し、加茂谷中学校は2階部分まで浸水する被害を受けた。さらに、翌年の平成27年7月の台風11号でも加茂谷地区で洪水が発生し、加茂谷中学校も浸水被害を受けた。



第二室戸台風による高潮被害に遭った船  
中林町(昭和36年9月)



平成26年台風11号により  
浸水被害を受けた加茂谷中学校  
(平成26年8月)

本市がこれまで被害を受けてきた主な風水害を次に示した。

年月日	災害の原因	被害状況
昭和25年9月3日 (1950年)	ジェーン台風	徳島県日和佐町（現美波町）に上陸し、本市を縦断後、大阪湾で高潮が起これ、船舶や家屋が被害を受ける等、全国で大きな被害を残した。本市でも桑野川が氾濫し、富岡町、新野町等の現在の本市を構成する地域で、全半壊または流失が90棟以上、床上浸水が500棟以上、小学校や中学校が半壊し、死者も発生する等、甚大な被害を受けた。
昭和36年9月16日 (1961年)	第二室戸台風	高知県室戸市に上陸し、徳島県東部を通過して阪神間を抜けた最大級の台風で、徳島県に記録的な高潮被害を残した。本市で死者は発生しなかったが、9人が負傷、住家では13棟が全壊、85棟が半壊、床上浸水は654棟、床下浸水は2,702棟、伊島では8割の家が損傷する被害を受けている。
平成15年7月18日 ～19日 (2003年)	梅雨前線	日本海上にある低気圧からのびる梅雨前線が西日本を南下したため、前線に向かって暖かく湿った空気が流入し、19日未明から昼前にかけて徳島県の南部沿岸部で断続的に激しい雨が降った。本市では、18日から19日にかけての総降水量が431mm、19日9時までの1時間雨量92mmを観測し、床上浸水55棟、床下浸水149棟、土砂崩れで民家1棟が倒壊する被害が発生した。
平成20年4月9日 ～10日 (2008年)	大雨	四国の南岸を低気圧が通過し、徳島県南部が大雨に見舞われた。本市では10日6時に1時間雨量120mm以上を記録し、床上浸水2棟、床下浸水99棟の被害が発生した。
平成26年8月1日 ～6日 (2014年)	台風12号	8月1日から3日にかけて東シナ海を北上した台風12号の影響で徳島県には南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、大雨となった。このとき本市では、1日から6日にかけての総降水量が662mmを観測し、住家の半壊3棟、床上浸水115棟、床下浸水566棟の被害が発生している。
平成26年8月8日 ～10日 (2014年)	台風11号	8月10日6時頃、高知県安芸市付近に上陸した台風11号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われた。このとき本市では、8日から10日にかけての総降水量が300mm、最大風速22.2m/s、最大瞬間風速44.0m/sを観測し、河川が氾濫した加茂谷地区を含め、住家の半壊3棟、床上浸水162棟、床下浸水329棟、加茂谷中学校が2階まで浸水する被害が発生している。
平成27年7月16日 ～17日 (2015年)	台風11号	7月16日23時頃、高知県室戸市付近に上陸した台風11号により、徳島県各地では大雨や暴風に見舞われ、高潮の発生も確認された。このとき本市では、16日から17日にかけての総降水量が139.5mm、最大風速26.9m/s、最大瞬間風速39.9m/sを観測し、河川が氾濫した加茂谷地区を含め、住家の半壊1棟、一部損壊15棟、床上浸水7棟、床下浸水59棟、加茂谷中学校が浸水するの被害が発生している。

(参考：阿南市史、阿南市地域防災計画、平成31年3月修正版、徳島県自然災害誌、気象庁、警察庁、消防庁資料等)

### ③大規模な土砂災害

徳島県は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、明治以降、発生した深層崩壊でも大きな被害を受けている。

本市でも西部及び南部に山地が広がっており、土砂災害警戒区域も数多く指定されている。近年では、平成26年の台風12号による大雨で土砂災害が発生し、道路が塞がったことから、市内の野外活動施設に滞在していた小学生が一時孤立状態になる事例もあった。

近年の異常気象を考慮すれば、これまで以上に土砂災害に対する備えの重要性が高まっている。



県道福井椿泊加茂前線寸断時の状況  
椿町那波江（平成26年8月）

本市がこれまで被害を受けてきた主な土砂災害を次に示した。

年月日	災害の原因	被害状況
平成15年7月18日 ～19日 (2003年)	梅雨前線	日本海上にある低気圧からのびる梅雨前線が西日本を南下したため、前線に向かって暖かく湿った空気が流入し、19日未明から昼前にかけて徳島県の南部沿岸部で断続的に激しい雨が降った。本市では、19日4時頃、椿町寿の山腹が崩れ、流出した土砂が民家を直撃し、建物は倒壊した。住民は避難し無事だった。
平成20年6月28日 ～29日 (2008年)	梅雨前線	6月28日から29日にかけて梅雨前線が四国付近を南下したため、前線に向かって暖かく湿った空気が流入し、徳島県南部は大雨に見舞われた。本市では住宅の浸水被害に加え、がけ崩れが6箇所が発生し、住家1棟が一部損壊の被害を受けている。
平成26年8月3日 (2014年)	台風12号	8月1日から3日にかけて東シナ海を北上した台風12号の影響で徳島県には南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、大雨となった。このとき本市では、山腹崩壊によって、連絡道路である県道福井椿泊加茂前線が寸断され、「YMCA阿南国際海洋センター」に宿泊していた児童等106人が一時孤立状態となった。このため、巡視船や渡船による避難が行われた。

(参考：阿南市地域防災計画、平成31年3月修正版、徳島県自然災害誌、気象庁資料等)

### 第3節 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、本市の特性や次の4つの事項を踏まえる。

1. 南海トラフ地震の今後30年以内にM8～9クラスの発生確率が70～80%となっていること

南海トラフ地震による津波浸水想定区域

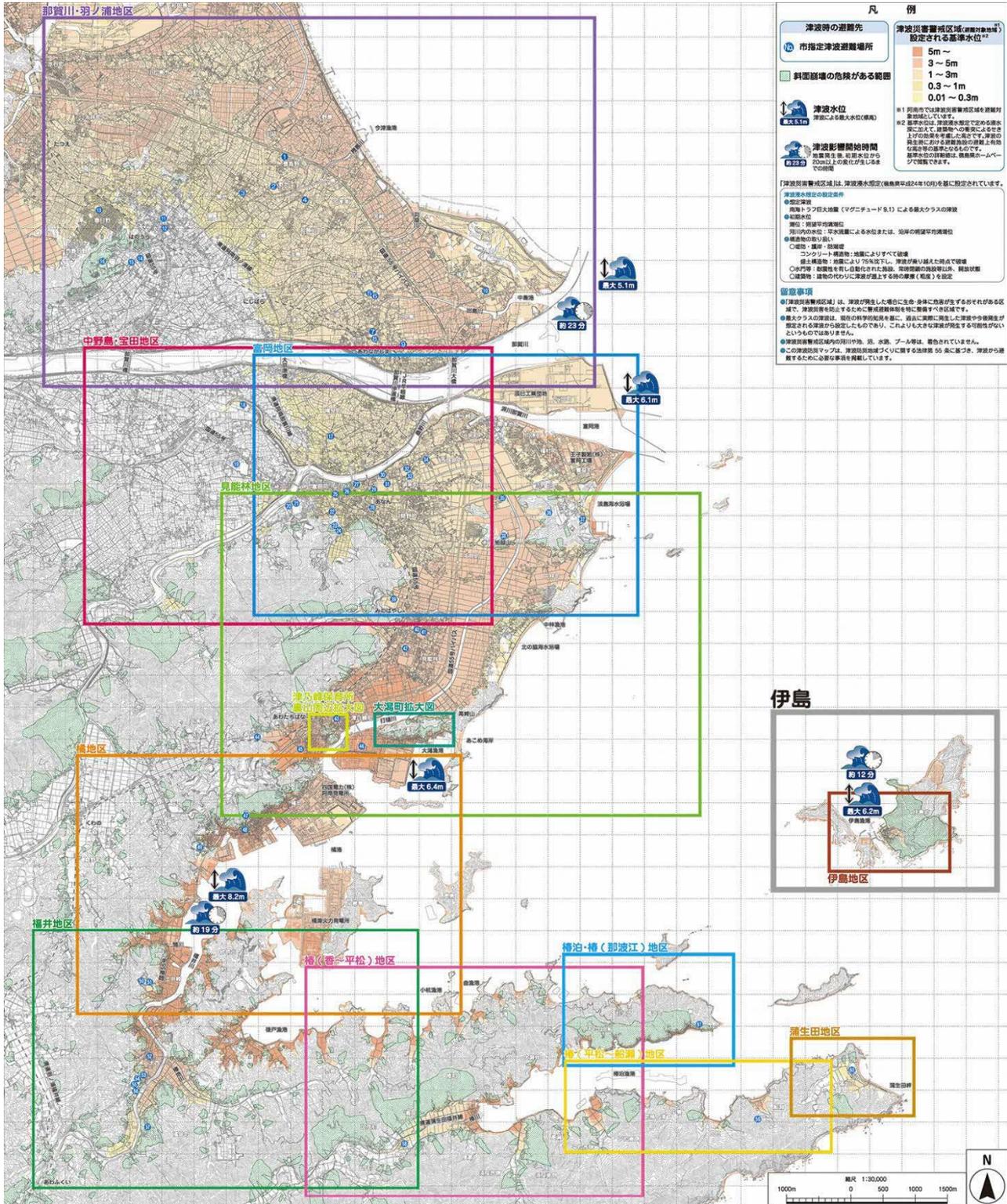


図 津波防災マップ（色覚障がい者対応版） 阿南市全沿岸域の一部を抜粋

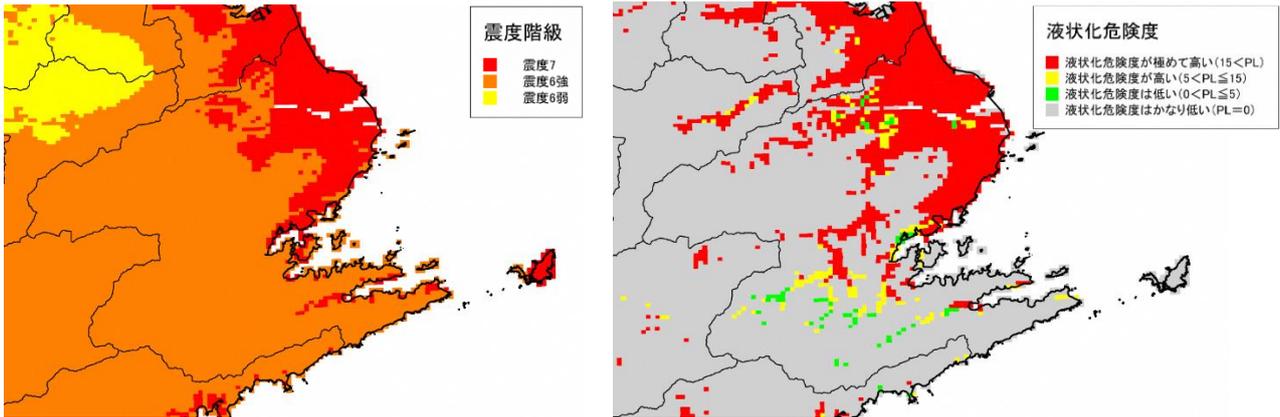


図 徳島県の想定する南海トラフ巨大地震による震度分布図（左）、液状化危険度分布図（右）  
出典：徳島県 安心とくしま「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）の公表について」

表 徳島県の想定する南海トラフ巨大地震による阿南市の人的・物的被害想定数

建物被害数（棟）＜冬深夜の場合＞				
揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災
11,100	50	40	4,100	210
死者数（人）＜冬深夜の場合＞				
揺れ	急傾斜地	津波	火災	
710	若干数	3,900	20	

2. 中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること

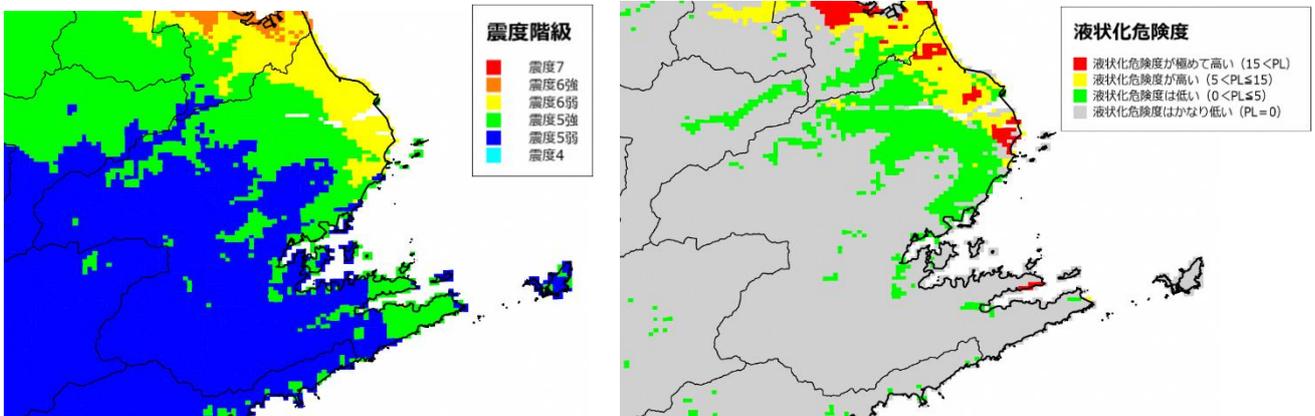


図 徳島県の想定する中央構造線・活断層地震による震度分布図（左）、液状化危険度分布図（右）  
出典：徳島県 安心とくしま「中央構造線・活断層地震による震度分布及び液状化危険度分布の公表について」

表 徳島県の想定する中央構造線・活断層地震による阿南市の人的・物的被害想定数

建物被害数（棟）＜冬深夜の場合＞			
揺れ	液状化	急傾斜地	火災
20	若干数	若干数	若干数
死者数（人）＜冬深夜の場合＞			
建物倒壊	急傾斜地	火災	
若干数	若干数	若干数	

3. 近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していることから、本市でも河川及び内水の氾濫、高潮による被害、また土砂災害の発生等が懸念されること

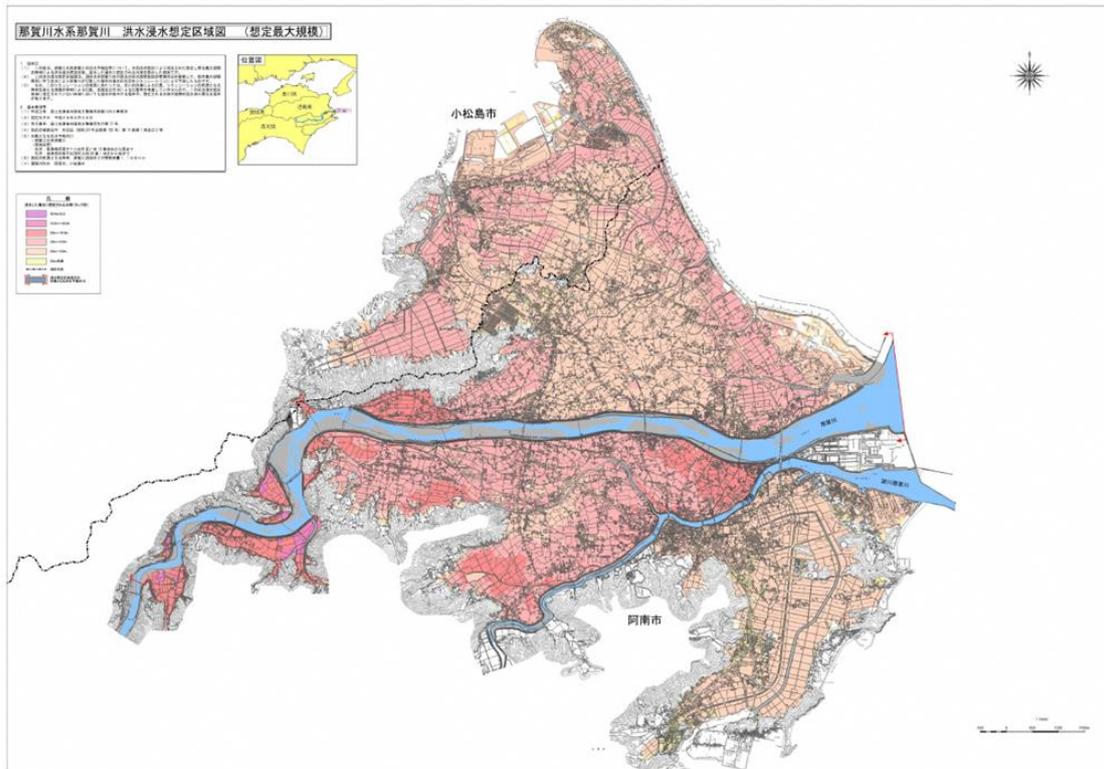


図 那賀川（国管理区間）の洪水浸水想定区域（想定最大規模）

（図の出典：国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所ホームページ  
<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/>）

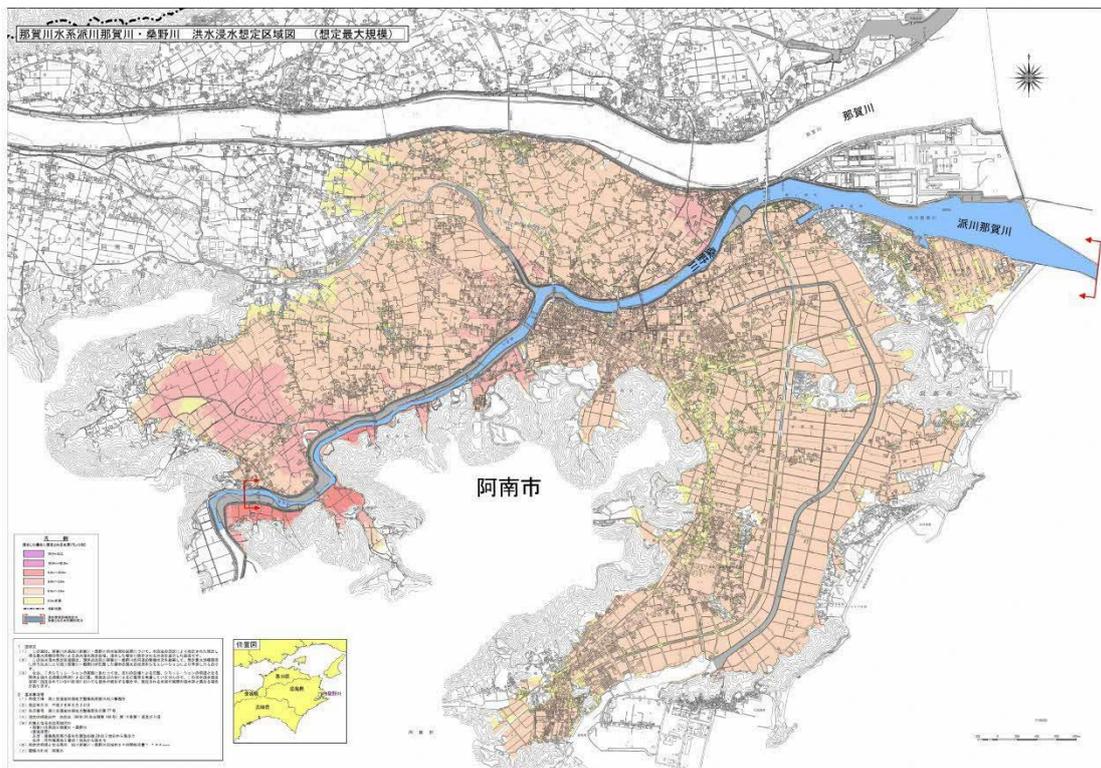


図 派川那賀川・桑野川（国管理区間）の洪水浸水想定区域（想定最大規模）

（図の出典：国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所ホームページ  
<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/>）



平成 26 年台風 12 号による洪水被害  
県道阿南小松島線 加茂町不け  
(平成 26 年 8 月)



平成 26 年台風 12 号による洪水被害  
県道阿南小松島線 加茂町不け  
(平成 26 年 8 月)



平成 26 年台風 12 号による浸水被害  
加茂谷中学校グラウンド (平成 26 年 8 月)



平成 26 年台風 12 号による浸水被害  
加茂谷中学校体育館 (平成 26 年 8 月)



斜面崩壊の状況  
椿町那波江 (平成 26 年 8 月)



斜面崩壊の状況  
椿町那波江 (平成 26 年 8 月)

#### 4. これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること

以上のことから、本市が想定する災害及びその規模等は、次のように決定する。

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震・津波		<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。</li> <li>・南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。</li> </ul>
中央構造線・活断層地震等 (直下型地震等)		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M7.7）とする。
台風・梅雨前線 豪雨等	大規模風水害 (高潮・洪水等)	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。 例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や、豪雨で緩んだ地盤が地震によって崩れる土砂災害の発生（胆振東部地震等）、南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること（地震により地盤沈下した地域が、豪雨災害により浸水被害に遭う）等を想定。

上記で示した、想定する規模等については、南海トラフ地震・津波の被害想定（徳島県想定）、中央構造線・活断層地震の被害想定（徳島県想定）、大規模風水害（国及び徳島県想定的那賀川等3河川の洪水時最大規模の浸水想定）、大規模土砂災害（徳島県指定の土砂災害警戒区域等）を参考とする。

## 第4節 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別施策分野と6つの横断的分野とした。

### (1) 個別施策分野

個別 施策	①行政施策分野	行政機能 警察・消防等
	②住環境分野	住宅・都市 環境
	③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
	④産業分野	エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産
	⑤国土保全・交通分野	交通・物流 国土保全 土地利用

### (2) 横断的分野

横 断 的 施 策	①リスクコミュニケーション分野	様々なリスクコミュニケーション施策
	②人材育成分野	民間の人材確保・育成等
	③官民連携分野	さまざまな官民連携施策
	④長寿命化対策分野	公共土木施設等の老朽化対策等
	⑤研究開発分野	簡易耐震化 LED製品等 IoT、ICT技術等の活用等
	⑥過疎対策分野	孤立化対策等

## 第5節 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、最悪の事態を想定した上で、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、想定したリスク及び本市の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして、41の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次項のように設定した。

(1) 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における感染症等の大規模発生
		2-7 劣質な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下にともなう地域経済への甚大な影響
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5 食料等の安定供給の停滞
		5-6 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

(2) 事前に備えるべき目標の時間軸上の整理

事前に備えるべき目標		事前復興	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る		→			
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する			→		
3	必要不可欠な行政機能は確保する			→		
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する			→		
5	経済活動を機能不全に陥らせない			→		
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる			→		
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない			→		
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	→			→	

「起きてはならない最悪の事態」を念頭に、この最悪の事態を回避するために、現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

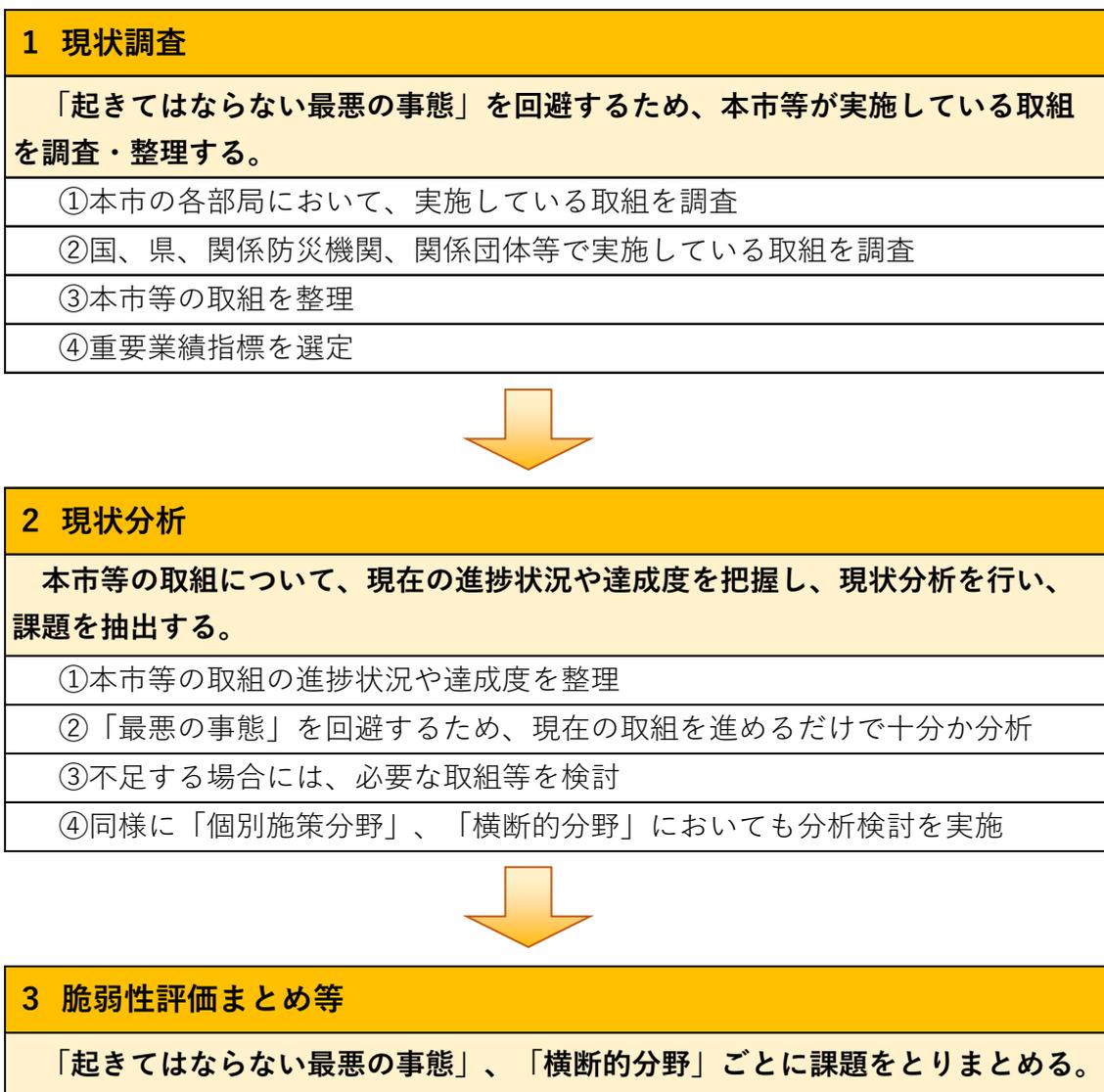
## 第6節 重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定した。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後、これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の充実を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

## 第7節 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により整理するものとする。



## 第8節 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果及び評価にあたって活用する重要業績指標とその現況値は、資料編「3. 重要業績指標一覧」のとおりである。



## 第1節 事前に備えるべき目標の推進方針

### 1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

#### <要点>

公営住宅等整備事業、地域住宅計画に基づく事業、住環境整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等を推進し、住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を図る。警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

#### ■住宅・建築物等の耐震化や防災・防火用設備の整備

住宅・建築物等の耐震化は、目標の達成に向けて、啓発活動に努めるとともに、無料相談会の実施等、本市及び県で実施している支援の充実を図る。

小中学校の耐震化については、着実に取り組むとともに、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。公共施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀、自家発電等の対策により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める。

また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の保護及び保護者への引継ぎの方法等を定めるなどの防災対応を整備し、保護者等と共有を図る。

#### ■建築物の倒壊等防止対策

地域の防災力の向上を図るため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却を支援する。

#### ■公営住宅等長寿命化

公営住宅は昭和時代に建設された住宅を多く抱え建物、設備、付帯施設など年数経過による老朽化が進行している住宅確保要配慮者、子どもから高齢者と幅広い世代が安全・安心な暮らしを提供できるよう、個別又は全面的改善事業等による既存住宅ストック等の更新、団地建替事業を推進する。

#### ■自助・共助の取組強化

地域の防災力を高めるために、地域の防災リーダーとなる防災士の養成は重要であり、総合防災訓練や避難所設営訓練等に防災士として、訓練指導する側としての参加を促す。

また、「避難行動要支援者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の作成を促進し、地域との共有を図る。

■ 防災・減災対策を踏まえたまちづくり

都市計画に関する基本的な方針である「阿南市都市計画マスタープラン」を平成 23 年 3 月に策定しており、南海トラフ地震等の自然災害に対する防災・減災対策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、都市計画マスタープランの適切な見直しを行う。

■ 立地適正化計画の見直し

都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内は、災害に対する危険性を考慮して区域設定しており、今後各種自然災害の危険区域等の追加指定や防災計画等が改訂された場合は、必要に応じて計画の見直しを行う。

■ 橋梁・トンネル長寿命化

高度経済成長期に集中的に整備されてきたトンネル・橋梁等の老朽化が進行しており、これらの効率的な道路構造物の維持管理を進める。近接目視による点検を 5 年に 1 度の頻度で行い、点検結果を基に修繕し長寿命化を図る。また、長寿命化計画を策定し、道路インフラの適切な管理を行う。

■ 国道 55 号緊急輸送道路の避難路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物）の耐震化

国道 55 号緊急輸送道路の沿道にある建築物のうち、「通行障害既存耐震不適合建築物」の所有者に対し、令和 3 年 3 月 31 日までに耐震診断を実施し、所管行政庁に報告することが法律で義務付けられていることや、国・県と連携した耐震化助成金制度を説明し、耐震診断の実施。

■ 消防活動困難地域及び木造密集地域における火災対応計画の見直し

管轄区域における市街地構造を再分析し、大規模な火災につながる危険性が高い地域を再確認・新規指定する等、火災対応計画の見直しを進める。

■ 臨時情報を活用した防災対応

地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した「防災対応」の計画を策定する。

## 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

### <要点>

大規模津波発生時に素早い避難ができるよう市民の津波避難意識の向上を図るとともに、避難訓練を重ね、避難行動要支援者対策も促進する。また、津波避難路・避難場所の整備を促進し、海岸、河川堤防の整備や市民への津波情報伝達体制の整備を推進する。

#### ■津波避難計画の改訂

平成26年3月に策定した「阿南市津波避難計画」を改訂し、市民に周知することで、災害時の避難場所・避難経路等について理解を深め、避難訓練等に活用される内容とする。

#### ■津波避難路・避難場所の整備

本市は、阿南市地域防災計画において、津乃峰、橘、ゆたか野、富岡東部の公園を緊急避難場所に位置づけ、防災公園としての整備に取り組み、早期の避難開始と迅速で的確な避難行動により、津波による死者が大幅に低減できるよう図る。

また、地域に高台の少ない那賀川地区に、中島緊急避難階段及び命山を整備し、近隣住民の避難場所を確保した。



津乃峰地区防災公園

#### ■海岸・河川堤防等の整備・耐震化及び水門・樋門の自動化

排水樋門の耐震化、自動化を行うことにより、大規模津波発生時における堤内地の津波被害を未然に防ぐ。

また、水門の自動化、陸開の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図る訓練を行う。

#### ■津波避難意識の向上及び訓練の実施

津波からの即避難率100%を目指し、市民への意識啓発を推進するとともに、防災士等の防災人材の育成、自主防災組織の充実強化等を図るなど、行政や教育機関、企業等が一体となり総合的なソフト対策を推進する。

#### ■建築物の倒壊等防止対策 再掲

地域の防災力の向上を図るため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却を支援する。

■ 防災・減災対策を踏まえたまちづくり 再掲

都市計画に関する基本的な方針である「阿南市都市計画マスタープラン」を平成 23 年 3 月に策定しており、南海トラフ地震等の自然災害に対する防災・減災対策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、都市計画マスタープランの適切な見直しを行う。

■ 立地適正化計画の見直し 再掲

都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内は、災害に対する危険性を考慮して区域設定しており、今後各種自然災害の危険区域等の追加指定や防災計画等が改訂された場合は、必要に応じて計画の見直しを行う。

■ 臨時情報を活用した防災対応 再掲

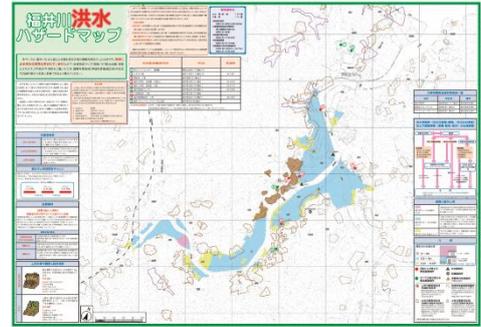
地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した「防災対応」の計画を策定する。

<要点>

河川整備等を推進し、被害の最小化を図るとともに、危機管理型水位計の整備や洪水タイムラインの作成による事前の防災力の強化を図る。また、高潮浸水想定区域図の作成や、防災啓発、防災訓練を実施することにより、安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐ。

■避難対策の推進及び事前の防災力強化

本市が作成し、現在公開している桑野川（県管理区間）、福井川の洪水ハザードマップは旧の計画規模で想定されているため、那賀川（県管理区間）を含めた、桑野川、福井川のそれぞれ想定最大規模の洪水ハザードマップを作成する。また、洪水タイムライン、高潮ハザードマップ、内水ハザードマップを作成し、公表する。



福井川洪水ハザードマップ  
(旧計画規模) 平成 27 年 3 月作成

■都市浸水対策

大規模水害による被害を最小限にするため、公共下水道および都市下水路の整備を実施し、雨水ポンプ場の適正な管理により、降雨（内水）による都市の浸水被害を未然に防ぐ。また、浸水被害リスクの高い箇所から順次整備を推進する。

■下水道施設長寿命化

下水道施設における設備の老朽化が進む中、施設を計画的かつ効率的に維持管理する必要がある。ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の定期的な点検を行い、計画的な改築・更新を実施し、施設等の長寿命化を図る。

■農業用水路対策

農業用水路に係わる浸水を最小限にするため、老朽化が進む農業用施設及び湛水防除施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、維持管理を進める。

■海岸保全区域及び漁港各施設の状況把握

本市が管理している海岸保全区域及び漁港の各施設の状況把握、並びに課題の抽出をすることを目的とし、この業務を基に補助事業を活用した海岸保全区域等（津波対策）整備計画へと展開し、国及び徳島県が目指している段階的な整備を推進することで、近い将来発生が懸念される南海トラフの巨大地震による津波などに対し、備える対策事業（整備計画に基づく整備）に生かすことができる。

■防災・減災対策を踏まえたまちづくり 再掲

都市計画に関する基本的な方針である「阿南市都市計画マスタープラン」を平成 23 年 3 月に策定しており、南海トラフ地震等の自然災害に対する防災・減災対策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、都市計画マスタープランの適切な見直しを行う。

< 要点 >

治山・砂防事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備を推進し、特に要配慮者利用施設や避難路・避難施設に対する保全を図る。また、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。

■ 森林経営管理法に基づく森林整備

近年、激甚化している自然災害から住民の命を守るためには、無管理や所有者不明で放置された森林を適切に整備・管理するよう関係者に働きかける。所有者や境界を明確にした上で、植林・保育・間伐・収穫・製品化のサイクルを確立することで木材の安定供給を図り、森林の保水力を高め災害による被害を最小限に抑える。

■ 輸送ルート上の土砂災害対策

地震・津波災害発生時における県道羽ノ浦福井線の果たす役割の重要性や、道路利用者への危険性を鑑み、同線上にある急傾斜地の崩壊による災害リスクへの危険性について、県への要望等、対策を図る。

■ 土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備

土砂災害に基づくハザードマップの公表を実施し、災害において市内の危険箇所について住民に周知し、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る。

■ ため池対策の推進

防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、すべての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

■ 防災・減災対策を踏まえたまちづくり 再掲

都市計画に関する基本的な方針である「阿南市都市計画マスタープラン」を平成 23 年 3 月に策定しており、南海トラフ地震等の自然災害に対する防災・減災対策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、都市計画マスタープランの適切な見直しを行う。

■ 立地適正化計画の見直し 再掲

都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内は、災害に対する危険性を考慮して区域設定しており、今後各種自然災害の危険区域等の追加指定や防災計画等が改訂された場合は、必要に応じて計画の見直しを行う。

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### <要点>

家庭、地域、市等それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。また、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路や港湾の機能強化を図る。さらに、孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・河川の整備、土砂災害対策や緊急輸送道路を強化するとともに、孤立集落可能性カルテを作成し、集落ごとの情報を一元的に管理する。

#### ■食料や水等の備蓄の推進

本市は各避難所等への公的備蓄を推進し、市民にも家庭での備蓄を進めるよう啓発を行う。

#### ■受援計画の策定

大規模災害の発生時においては、全職員が健在かつ発災初期から、役割に応じた活動を開始できるとは限らず、外部からの支援が不可欠である。支援を要する業務や受け入れ態勢を具体的にまとめた受援計画を策定し、市自らの行政機能だけでは対応できない事態に、他の自治体や機関など多方面からの支援を最大限生かす。

#### ■水道施設の耐震化の推進

災害時において上水道等の長期間にわたる供給停止を回避するためには、水源地及び配水池等の重要な水道施設の耐震化が必要である。また、導水・送水及び配水管などのうち、特に医療施設、避難施設など重要給水施設へのルートについては、優先的に耐震化計画を策定し、推進する。

#### ■交通網の強化

高規格道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、国、県及び関係機関とともに四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道等の整備を促進する。また、救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路・津波迂回路等の整備・耐震化、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する市管理道等の整備を推進する。

#### ■橋梁・トンネル長寿命化 再掲

高度経済成長期に集中的に整備されてきたトンネル・橋梁等の老朽化が進行しており、これらの効率的な道路構造物の維持管理を進める。近接目視による点検を5年に1度の頻度で行い、点検結果を基に修繕し長寿命化を図る。また、長寿命化計画を策定し、道路インフラの適切な管理を行う。

## ■国道55号緊急輸送道路の避難路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物）の耐震化再掲

国道55号緊急輸送道路の沿道にある建築物のうち、「通行障害既存耐震不適合建築物」の所有者に対し、令和3年3月31日までに耐震診断を実施し、所管行政庁に報告することが法律で義務付けられていることや、国・県と連携した耐震化助成金制度を説明し、耐震診断の実施。

## ■孤立化防止のための情報収集、救援手段の確保

大規模災害時の交通や通信等の遮断で、孤立化が想定される集落については、連絡手段の確保等により未然防止を図るとともに、孤立化した地域にあっては、被災状況の早期把握・住民の救出・救助等の応急対策等をすみやかに実施する体制確立が必要である。

このため、本市は県及び防災関係機関等との協力を得て、孤立化した地域住民の安全確保を図るものとする。そのため孤立化集落の把握を常時から進めるようにする。

また、道路網の寸断等による地域の孤立化に備えて、ヘリポートの降着適地を備えるようにする。

## ■孤立化防止のための海岸・河川堤防等の整備等

孤立集落の発生を防止するため、海岸堤防、河川堤防及び防潮林等の整備・耐震化について、計画的かつ着実に進める。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図る訓練を行う。

## ■孤立化集落における災害情報伝達手段の整備、多重化

災害から住民の命を守るためには、災害情報の確実な伝達と避難の確認、救援救助、被害状況の情報収集が必須である。災害情報の伝達手段を整備し、情報伝達手段を多重化する。また、孤立化した集落の避難所での市民の情報収集手段として、インターネットの使用は有効なものとなっており、災害時に避難所において誰でもアクセス可能なWi-Fi環境を情報伝達手段の多重化及び安心して快適な避難所の環境づくりという観点とともに、避難所と災害対策本部の連絡手段の多重化という観点からも整備を進める。

## ■孤立化集落における電源の確保対策

孤立化集落発生時に電源が確保できるよう、温室効果ガス排出削減や分散型エネルギーによる災害対策、地域の活性化等を目的として、「自然エネルギー」の導入を促進する。

## ■孤立化防止のためのライフライン事業者等との連携強化

孤立化集落における長期の停電や通信の途絶に備えるとともに、その早期復旧を図るため、本市、県及びライフライン事業等の関係機関の間で、事前対策の検討や緊急時の連絡体制を整えるなど、連携強化を図る。

■ 孤立化防止のための道路整備

孤立集落の発生を防止するため、国、県と連携して、生命線となる道路の整備、緊急輸送道路等の整備・橋梁の耐震化、斜面对策及び倒木を防ぐ事前伐採を推進する。

■ 孤立化防止のための土砂災害対策

緊急輸送道路や鉄道が、土石流や地すべりなどの土砂災害により被災し、長期間不通にならないよう、国、県と連携して、治山・砂防、地すべり対策を着実に推進する。

<要点>

自衛隊・警察・消防等における災害対応能力の強化や施設の耐震化を推進し、国、県及び他市町村等との訓練実施等により連携強化を図る。また、消防団や自主防災組織の充実強化を推進する。

■ 関係機関の連携強化、訓練の実施

市民の防災意識の高揚、地域防災力向上と防災関係機関相互の連携強化及び災害対応能力を高めるため、防災関係機関、自主防災組織団体、ライフライン企業等の協力を得て、市内小学校校区を区分とする総合防災訓練を実施する。地域住民が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所の運営の手助けを行うことなど、地域の自発的な地区内の防災活動を推進し、住民の防災意識の向上のための取組に努めるため、自主防災組織の活動や連合化を促進し、活動を補助する。



阿南市総合防災訓練

■ 「道の駅」の防災拠点化

「道の駅」（今後新たに整備する「道の駅」を含む）について、災害発生時に防災拠点として活用できるよう防災機能の強化を図る。

■ 消防施設整備事業の推進

災害発生時に消火・救助・救急の拠点となる消防庁舎は、消防力の水準を確保するため、計画的に整備・更新を推進する。また、消防団詰所は、耐震化及び各地区の状況に応じた再編を推進する。

■ 消防車両・資機材の充実（更新）

消防車両や資機材等を計画的に更新し、消防力の維持・向上を図りつつ、緊急消防援助隊登録部隊の車両整備等を併せて実施することにより災害対応力を強化する。



多目的搬送車、救助工作車

## 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

### <要点>

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業や学校において、食料や水の備蓄を促進する。また、高規格道路のミッシングリンクの解消、緊急輸送道路等の耐震化を推進することで、食料等の供給不足を防ぐ。

### ■ 帰宅困難者の受入体制等の確保

道路の通行止めや公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備えて、企業や学校における食料や水の備蓄を促進するため、その普及啓発を図る。

また、災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と地域との連携強化など帰宅困難者対策を推進するとともに、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進する。

### ■ 「道の駅」の防災拠点化 **再掲**

「道の駅」（今後新たに整備する「道の駅」を含む）について、災害発生時に防災拠点として活用できるよう防災機能の強化を図る。



道の駅 公方の郷なかがわ

2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

<要点>

救助・救急、医療活動に支障が出ないように、防災拠点等における電力確保対策、緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給体制の整備を図る。

県、県内外の他市町村等との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、交通網の寸断に備えたヘリコプターの受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぎ、被災地における感染症の発生・まん延を防ぐ。

長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立する。また、福祉避難所の指定や要配慮者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

■交通網の強化 再掲

高規格道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、国、県及び関係機関とともに四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道等の整備を促進する。また、救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路・津波迂回路等の整備・耐震化、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する市管理道等の整備を推進する。

■橋梁・トンネル長寿命化 再掲

高度経済成長期に集中的に整備されてきたトンネル・橋梁等の老朽化が進行しており、これらの効率的な道路構造物の維持管理を進める。近接目視による点検を5年に1度の頻度で行い、点検結果を基に修繕し長寿命化を図る。また、長寿命化計画を策定し、道路インフラの適切な管理を行う。

■エネルギー供給体制の整備・機能強化

温室効果ガス排出削減や分散型エネルギーによる災害対策、地域の活性化等を目的として、「自然エネルギー」の導入を促進する。

また、次世代エコカー（EV、FCV、PHV等）の優れた蓄電・発電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、普及拡大に繋げるため、積極的な取組みの推進を図る。

■受援計画の策定 再掲

大規模災害の発生時においては、全職員が健在かつ発災初期から、役割に応じた活動を開始できるとは限らず、外部からの支援が不可欠である。支援を要する業務や受け入れ態勢を具体的にまとめた受援計画を策定し、市自らの行政機能だけでは対応できない事態に、他の自治体や機関など多方面からの支援を最大限生かす。

## ■交通網の寸断に備えた支援体制の整備

陸上ルート寸断等に備え、空からの救出救助、物資輸送を実施する手段を確保するため、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターの支援を受けられるよう、ヘリポートを整備し、受援体制の強化を図る。

## ■予防接種の推進

大規模な浸水被害が発生した場合、衛生環境の悪化も考えられるため、災害発生時の感染症及び蔓延を予防するため、平時から予防接種を推進する。接種機会の確保のため、広報や個人通知での周知により、乳幼児定期予防接種（麻しん・風しん）、児童・生徒定期予防接種（ジフテリア・破傷風）、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種等の接種率向上を推進する。

## ■災害廃棄物処理対策

大規模災害が発生時は、「阿南市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することで、衛生環境の悪化を軽減させる。

## ■下水道対策による衛生面の悪化防止

下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠の耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する。

また、下水道BCPの継続的な改善と被害の最小化を図る取組を実施する。

## ■公営住宅等長寿命化 再掲

公営住宅は昭和時代に建設された住宅を多く抱え、建物、設備、付帯施設など年数経過による老朽化が進行している。個別又は全面的改善事業等による既存住宅ストック等の更新、団地建替により、住宅確保要配慮者、子どもから高齢者と幅広い世代が安全・安心な暮らしを提供し、また、災害に強い公営住宅とするため、長寿命化計画を策定のうち公営住宅等整備事業、地域住宅に基づく事業、住環境整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

## ■応急仮設住宅用地等の確保

巨大地震の際には、民間賃貸住宅は応急借上住宅としての活用が期待できるが、当該住宅も被災する可能性が高いと予測される。そのため、既にある民間事業者による検索システムや住宅セーフティーネット制度によるシステムの活用も含め、関係団体等と連携して応急借上住宅の候補となる住宅を量的・質的にリストアップする。

また、公的住宅の空室は、災発生時に一時提供住宅として活用できる場合があり、速やかに活用できるよう、準備をしておく必要がある。

## ■避難環境の向上、要配慮者支援の強化

本市では、子供や女性の視点を考慮した「阿南市避難所運営マニュアル」を作成しており、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める。

物資面では、大規模災害時に避難所等へ簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給されるよう取組を強化し、簡易トイレ等の備蓄についても促進し、避難所における適切な食事提供やアレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細やかな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制を推進する。

長期の避難生活に備えて、地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避

難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進するとともに、避難所における避難者の「生活の質（QOL）」の向上を図るため、避難所の機能強化を図るとともに、公営住宅などの公共既存施設等について、その特長を最大限に活用した「快適な避難所」の確保を図る。

また、大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる。



備蓄品（毛布等）

#### ■避難所生活における災害情報入手手段の整備

市民が指定避難所に避難する機会は増大しているが、避難所での市民の情報収集手段として、インターネットの使用は有効なものとなっており、災害時に避難所において誰でもアクセス可能なWi-Fi環境を情報伝達手段の多重化及び安心して快適な避難所の環境づくりという観点から及び避難所と災害対策本部の連絡手段の多重化という観点からも整備を進める。また、ラジオについても難聴地域があるため、解消に努める。

#### ■要配慮者支援の強化

「阿南市福祉避難所運営マニュアル」を基に、災害時に福祉避難所の開設・運営を円滑に実施し、被災者となった要配慮者の方に適した生活環境が提供できるよう努める。また、福祉避難所の増加を目指し、市内の関係施設との協定締結を進める。

#### ■民泊施設等の提供

災害時において、避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる災害関連死を減らすために、普段は民泊施設として、災害時には配慮を要する方を受け入れる協定避難所として、「シームレス（つなぎ目のない）民泊」の推進を図る。

#### ■自助・共助の取組強化 再掲

地域の防災力を高めるために、地域の防災リーダーとなる防災士の養成は重要であり、総合防災訓練や避難所設営訓練等に防災士として、訓練指導する側としての参加を促す。

また、「避難行動要支援者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の作成を促進し、地域との共有を図る。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

#### < 要点 >

防災拠点等となる市有施設の耐震化や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の改定、受援計画の策定、広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図る。

#### ■ 信号機の停止防止対策等の推進

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を、県、警察に要望する。

#### ■ 受援計画の策定 再掲

大規模災害の発生時においては、全職員が健在かつ発災初期から、役割に応じた活動を開始できるとは限らず、外部からの支援が不可欠である。支援を要する業務や受け入れ態勢を具体的にまとめた受援計画を策定し、市自らの行政機能だけでは対応できない事態に、他の自治体や機関など多方面からの支援を最大限いかす。

#### ■ BCP の改訂

BCP を市の機能だけでなく、受援の側面を踏まえた内容に改訂し、それに基づく訓練を行う。

#### ■ 災害マネジメント総括支援員の養成

災害の各フェーズで対応方針の決定、管理ができるような災害マネジメント力の高い人材を養成する。

#### ■ 消防施設整備事業の推進 再掲

災害発生時に消火・救助・救急の拠点となる消防庁舎は、消防力の水準を確保するため、計画的に整備・更新を推進する。また、消防団詰所は、耐震化及び各地区の状況に応じた再編を推進する。

#### ■ 消防車両・資機材の充実（更新） 再掲

消防車両や資機材等を計画的に更新し、消防力の維持・向上を図りつつ、緊急消防援助隊登録部隊の車両整備等を併せて実施することにより災害対応力を強化する。

#### ■ 庁舎等の耐震化、防災拠点施設の機能強化

防災拠点等となる市有施設は耐震化済であり、停電時の電力や情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、代替庁舎の選定・確保、物資の備蓄等を推進する。

## ■必要不可欠な行政機能の確保

災害時においても公共施設は行政機能として重要な役割を果たしており、安全の確保が必要不可欠である。しかし、本市においても、高度成長期以降に公共施設が集中的に建設されてきたため、公共施設老朽化に伴う更新費用の肥大化が問題となっており、施設を現状維持していくことが困難となっている。今後において、公共施設等総合管理計画に基いて建物の個別施設計画を策定し、各施設にかかる活用状況・維持管理費等を把握し、施設の現状課題や今後の運用方針を明確化する。

## ■応急仮設住宅用地等の確保 再掲

巨大地震の際には、民間賃貸住宅は応急借上住宅としての活用が期待できるが、当該住宅も被災する可能性が高いと予測される。そのため、既にある民間事業者による検索システムや住宅セーフティネット制度によるシステムの活用も含め、関係団体等と連携して応急借上住宅の候補となる住宅を量的・質的にリストアップする。

また、公的住宅の空室は、災発生時に一時提供住宅として活用できる場合があり、速やかに活用できるよう、準備をしておく必要がある。

## ■エネルギー供給体制等の整備・機能強化

関係機関において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。臨時情報が発表された場合には、後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材点検等の所要の措置を実施する体制づくりを行う。

また、電力供給遮断などの非常時に、次世代エコカー（EV、FCV、PHV等）を用いて避難所等に電力を供給するシステムの普及に努める。

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

### <要点>

総合情報通信ネットワークシステムのデジタル化や多重化等により、市民への情報伝達体制の強化や情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないように対策を講ずるほか、避難行動要支援者に対する避難行動等の支援等により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。また、放送設備の非常用電源設備の津波浸水対策等に努めテレビ・ラジオ放送の中断等を防ぐ。

### ■ 関係機関の連携強化、訓練の実施 **再掲**

市民の防災意識の高揚、地域防災力向上と防災関係機関相互の連携強化及び災害対応能力を高めるため、防災関係機関、自主防災組織団体の協力を得て、市内小学校校区を区分とする総合防災訓練を実施する。地域住民が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所の運営の手助けを行うことなど、地域の自発的な地区内の防災活動を推進し、住民の防災意識の向上のための取組に努めるため、自主防災組織の活動や連合化を促進し、活動を補助する。

### ■ 災害情報伝達手段の整備、多重化

災害から住民の命を守るためには、災害情報の確実な伝達と避難の確認、救援救助、被害状況の情報収集が必須である。災害情報の伝達手段を整備し、情報伝達手段を多重化する。

また、大規模災害に的確に対処するため大学や企業と連携し、ICTやIoTなど最新の情報技術を活用し、電力途絶や基幹通信網の遮断という最悪の場合でも、地域住民のひとりひとりに応じた災害情報の伝達や安否確認を可能とするシステムの確立を図るとともに、平時における子供や高齢者の見守りや地域環境の保全などに資するシームレスな防災・防犯システムを構築する。

近年、災害の激甚化により、市民が指定避難所に避難する機会は増大しているが、市民の情報収集手段として、インターネットの使用は有効なものとなっており、災害時に避難所において誰でもアクセス可能なWi-Fi環境を情報伝達手段の多重化及び安心して快適な避難所の環境づくりという観点とともに、避難所と災害対策本部の連絡手段の多重化という観点からも整備を進める。また、次世代通信システム（5G）の行政システムへの導入を進め、避難所との遠隔会議等の通信手段に活用する。



防災行政無線（市役所内）

■ 情報通信事業者や放送事業者等との連携強化

情報通信事業者や放送事業者をはじめとする県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、総合防災訓練や図上訓練を実施することで実効力を高める。

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下にともなう地域経済への甚大な影響
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

### < 要点 >

市内企業のBCP策定の取組を促進するとともに、各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。また、物流ルートの耐災害性を高める。

#### ■BCPの取組等を促進

県、県内大学や商工団体等と連携した講習会の開催や認証制度の実施を通じ、市内企業における事業継続計画（BCP）の策定を促進する。また、製造業と物流事業者間などサプライチェーンを構成する企業間における取組も促進を図る。

#### ■ライフライン事業者等との連携強化

経済活動の早期再開の実現には、ライフラインの復旧等が不可欠であり、ライフライン事業者との協定締結を進めるとともに、市総合防災訓練への参加を促進する。

#### ■防火・消火体制の充実

危険物取扱い施設の立入検査や指導を計画的に実施し、火災発生危険要因の排除及び自衛消防力の強化を図る。

#### ■大規模災害時資金安定供給連携協議会

南海トラフ地震をはじめとする大規模災害などの危機事象の発生に備え、大規模な被害が発生した場合においても、関係機関が連携して円滑な資金供給を行うために、県と連携し、大規模災害時資金安定供給連携協議会の開催を推進する。

#### ■石油コンビナート等総合防災訓練

県と連携し、石油コンビナート等特別防災区域及びその周辺海域において、石油コンビナート等総合防災訓練を定期的を実施し、訓練参加機関相互の有機かつ効果的な協力体制を確立し、災害応急対策活動の迅速・円滑化を図る。さらに、コンビナートや重要な産業施設の各管理者は、警察、消防等防災関係機関と連携し、さらなる応急対応能力の向上等を図るため、定期的な実践的な訓練を実施する。



石油コンビナート等総合防災訓練

5-5	食料等の安定供給の停滞
5-6	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

< 要点 >

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化し、また、農業協同組合など関係団体のBCPの策定・見直しを促進する。さらに、農地の津波被害を軽減するため、海岸・河川堤防を整備する。

■ ため池対策の推進 **再掲**

防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

■ 受援計画の策定 **再掲**

大規模災害の発生時においては、全職員が健在かつ発災初期から、役割に応じた活動を開始できるとは限らず、外部からの支援が不可欠である。支援を要する業務や受け入れ態勢を具体的にまとめた受援計画を策定し、市自らの行政機能だけでは対応できない事態に、他の自治体や機関など多方面からの支援を最大限生かす。

■ 物流インフラの強化と農地の津波被害の軽減

物流インフラの災害対応能力の強化に向けて、高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、国、県及び関係機関とともに四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備を促進するとともに、緊急輸送道路等の整備・耐震化や海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進する。さらに、農地の津波被害を軽減するため、海岸・河川堤防の地震・津波対策や、水門・樋門等の自動化等を推進する。

■ 農業水利施設の耐震化等

基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震化改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。

■ 食料や水等の備蓄の推進 **再掲**

本市は各避難所等への公的備蓄を推進し、市民にも家庭での備蓄を進めるよう啓発を行う。

■ 物資調達・供給体制の構築

国、県及び民間事業者等と連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、生活必需品等の支援物資の供給に関し協定の締結相手と、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備するとともに、受援体制の整備も図る。

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### < 要点 >

自然エネルギーによる電力供給体制の整備など、自立・分散型の電力供給システムの導入促進、水道施設の耐震化や水道未普及地の整備推進や下水管渠の耐震化、下水処理場における津波対策の推進により、ライフラインの確保や早期復旧を図る。

#### ■ 電力等供給体制の整備

太陽光や風力といったエネルギー源が地域に存在し、枯渇することがない自然エネルギーの「災害に強い」という特性を活かして、自立・分散型の電力供給システムの導入を促進する。

#### ■ 避難所等の電力確保

災害時の非常用電源を確保するため、非常用自家発電設備の整備を促進する。

また、次世代エコカー（EV、FCV、PHV等）の優れた蓄電・発電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、避難所となる施設や、社会福祉施設等への普及拡大につなげるため、積極的な取組の推進を図る。

#### ■ 社会福祉施設等の安全確保

社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、自家発電等の対策により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める。

#### ■ 水道施設の耐震化の推進 再掲

災害時において上水道等の長期間にわたる供給停止を回避するためには、水源地及び配水池等の重要な水道施設の耐震化が必要である。また、導水・送水及び配水管などのうち、特に医療施設、避難施設など重要給水施設へのルートについては、優先的に耐震化計画を策定し、推進する。

## ■下水道施設の耐震化等

大規模災害発生時における、下水道施設の長期間にわたる機能停止による公衆衛生問題等を防止するため、下水管渠等施設の耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する。

また、下水道 BCP の継続的な改善と被害の最小化を図る取組を実施する。

## ■下水道施設長寿命化<sup>再掲</sup>

下水道施設における設備の老朽化が進む中、施設を計画的かつ効率的に維持管理する必要がある。ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の定期的な点検を行い、計画的な改築・更新を実施し、施設等の長寿命化を図る。

6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全

< 要点 >

本市各所への輸送ルートを実際に確保するため、土砂災害対策を推進するとともに、緊急輸送道路・津波迂回路等の整備、耐震化や高規格道路のミッシングリンクの早期解消、海岸・河川堤防等の整備、海上輸送拠点となる港湾施設の耐震化を推進し、関係機関が情報共有体制を構築することで陸・海・空の交通ネットワークの早期復旧を実現する。

■ 交通ネットワーク早期復旧のための水門・樋門の自動化

交通ネットワーク早期復旧を可能とするため、排水樋門の耐震化、自動化を行うことにより、大規模津波発生時における堤内地の津波被害を未然に防ぐ。

また、水門の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図る訓練を行う。

■ 交通網の強化 再掲

高規格道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、国、県及び関係機関とともに四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道等の整備を促進する。また、救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路・津波迂回路等の整備・耐震化、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する市管理道路等の整備を推進する。

■ 橋梁・トンネル長寿命化 再掲

高度経済成長期に集中的に整備されてきたトンネル・橋梁等の老朽化が進行しており、これらの効率的な道路構造物の維持管理を進める。近接目視による点検を5年に1度の頻度で行い、点検結果を基に修繕し長寿命化を図る。また、長寿命化計画を策定し、道路インフラの適切な管理を行う。

■ 輸送ルートを実際に確保する土砂災害対策 再掲

輸送ルートを実際に確保するため、土砂災害対策を推進する。

地震・津波災害発生時における県道羽ノ浦福井線の果たす役割の重要性に鑑み、同線路上にある急傾斜地の崩壊による災害リスクへの危険性について、県への要望等、対策を図る。

■ 海上輸送ルートの確保

県と連携し、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進する。また、港湾施設の同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を図るため、重要港湾 BCP の実効性を高める。

■ 都市浸水対策 再掲

大規模水害による被害を最小限にするため、公共下水道および都市下水路の整備を実施し、雨水ポンプ場の適正な管理により、降雨（内水）による都市の浸水被害を未然に防ぐ。また、浸水被害リスクの高い箇所から順次整備を推進する。

■ 海岸保全区域及び漁港各施設の状況把握 再掲

本市が管理している海岸保全区域及び漁港の各施設の状況把握、並びに課題の抽出をすることを目的とし、この業務を基に補助事業を活用した海岸保全区域等（津波対策）整備計画へと展開し、国及び徳島県が目指している段階的な整備を推進することで、近い将来発生が懸念される南海トラフの巨大地震による津波などに対し、備える対策事業（整備計画に基づく整備）に生かすことができる。



本市管理の海岸保全施設

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
7-5	有害物質の大規模拡散・流出

### <要点>

1-1、1-2による火災対策や建築物等の倒壊対策、1-3、1-4、1-5による水害、土砂災害対策に加え、有害物質の拡散防止対策等を実施するとともに、関係防災機関が連携して防災訓練に取り組む。

### ■防火・消火体制の整備

震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する。

また、地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。

### ■石油コンビナート等総合防災訓練 **再掲**

県と連携し、石油コンビナート等特別防災区域及びその周辺海域において、石油コンビナート等総合防災訓練を定期的実施し、訓練参加機関相互の有機かつ効果的な協力体制を確立し、災害応急対策活動の迅速・円滑化を図る。さらに、コンビナートや重要な産業施設の各管理者は、警察、消防等防災関係機関と連携し、さらなる応急対処能力の向上等を図るため、定期的、また、より実践的な訓練を実施する。

### ■住宅・建築物等の耐震化推進

住宅・建築物等の耐震化は、目標の達成に向けて、啓発活動に努めるとともに、無料相談会の実施等、本市及び県で実施している支援の充実を図る。

### ■建築物の倒壊等防止対策

地域の防災力の向上を図るため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却を支援する。

### ■国道55号等緊急輸送道路の避難路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物）の耐震化 **再掲**

国道55号等緊急輸送道路の沿道にある建築物のうち、「通行障害既存耐震不適合建築物」の所有者に対し、令和3年3月31日までに耐震診断を実施し所管行政庁に報告することが法律で義務付けられていることや、国・県・市と連携した耐震化助成金制度を説明し、耐震診断の実施を促す。

## ■ため池対策の推進 再掲

防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

## ■有害物質等の拡散防止対策

本市は、平時から化学物質や毒物・劇物の保有・保管状況等の実態把握に努めるとともに、設備や保管方法の見直しを適切に行うよう指導し、事業者の適正管理により津波や地震による流出の防止を図る。

化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する。また、高圧ガス事業者は、高圧ガス設備の耐震性向上を図るため、既存高圧ガス設備の点検を行うとともに、必要な耐震補強に努める。

## ■漂流物防止対策等の推進

大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶等が流出し二次災害を発生する恐れがあるため、県と連携し、漂流物防止対策を推進する。

また、港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関等が連携し、放置艇対策を推進し、沈船の撤去を推進する。

## 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### < 要点 >

森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

#### ■ 森林経営管理法に基づく森林整備 再掲

近年、激甚化している自然災害から住民の命を守るためには、無管理や所有者不明で放置された森林を適切に整備・管理するよう関係者に働きかける。所有者や境界を明確にした上で、植林・保育・間伐・収穫・製品化のサイクルを確立することで木材の安定供給を図り、森林の保水力を高め災害による被害を最小限に抑える。

#### ■ 有害鳥獣駆除事業

近年、サル、イノシシ、シカによる農作物被害が著しく、林地のみならず、農地の農作物等への被害が増加している。農地の保全のため、関係組織と連携し、地域として広域的総合的に取り組み、有害鳥獣捕獲者に対し、報奨金を支払い被害の軽減に努める。

#### ■ 農地・農業水利施設等の保全

農業の有する多面的機能の発揮を促進させるため、地域コミュニティによる、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する。



那賀川北岸に広がる農地

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### < 要点 >

ミッシングリンクの早期解消を促進するとともに、公共土木施設等の長寿命化対策等を推進し、基幹インフラの損壊等の防止を図る。また、地籍調査を促進する。さらに、長期浸水に備え、海岸堤防等の耐震化を推進する。

#### ■ 交通網の強化 再掲

高規格道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、国、県及び関係機関とともに四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道等の整備を促進する。また、救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路・津波迂回路等の整備・耐震化、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する市管理道等の整備を推進する。

#### ■ 橋梁・トンネル長寿命化 再掲

高度経済成長期に集中的に整備されてきたトンネル・橋梁等の老朽化が進行しており、これらの効率的な道路構造物の維持管理を進める。近接目視による点検を5年に1度の頻度で行い、点検結果を基に修繕し長寿命化を図る。また、長寿命化計画を策定し、道路インフラの適切な管理を行う。

#### ■ 災害廃棄物処理対策 再掲

大規模災害が発生時は、阿南市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することで、衛生環境の悪化を軽減させる。

#### ■ 浸水対策の推進

国、県と連携し、地震・津波等による浸水への対策を着実に推進するため、海岸堤防・河川堤防等の耐震化を推進する。また、水門・樋門等の自動化、陸閘の統廃合・常時閉鎖を進めることにより、防災力の強化と操作員の安全を確保するとともに、迅速な閉鎖を図る訓練を行う。

さらに、高潮による被害の軽減を図るため、住民の円滑かつ迅速な避難に資する高潮ハザードマップの作成や、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮・侵食対策を推進する。

#### ■ 公共土木施設等の老朽化対策の促進

本市の文化施設等について、阿南市公共施設等総合管理計画に基づき、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための長寿命化対策を推進する。

■ 訓練の実施等による実効性の向上

国、県、近隣市町村、民間事業者団体等と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練等を行い能力の向上を図る。

■ 貴重な文化財の保護

災害による文化財の喪失を防ぐためには、平時から市民の文化財保護意識を醸成するとともに、文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を推進する。また、地域の祭りや伝統行事の貴重な写真と文献をデータ化して、有形・無形の貴重な文化財の保護体制を充実させる。

■ 公園施設長寿命化

公園管理者などによる目視・触診等による点検に加えて、公園施設の効率的な維持管理・更新投資を行っていくための長寿命化計画を策定し、計画に基づく補修・更新を行い、公園施設の安全性の確保とライフサイクルコスト削減に取り組む。

8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-7	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

< 要点 >

建設業 BCP の策定・見直しを促進するとともに、建設業界団体と行政が連携して、建設産業の担い手確保・育成に取り組む。

自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。加えて、消防等の体制・資機材等の充実強化を図る。

大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、BCP の実効性向上を図る。

■復興事前準備の取組の推進

南海トラフ地震による被害を最小限に抑えるためには、これまで講じてきた防災・減災対策と併せて、平時から被災後を想定して速やかに復興まちづくりが進められるよう復興に向けたビジョンや復興プロセス等を定めた「事前復興計画」を策定する。

また、復興の方針、復興対策の手順の明確化や災害が発生した際の課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングを推進する。

■自主防災組織等の充実強化

自主防災組織の結成促進や、活動の活性化に向けた支援を行う。また、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図る。さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る。

■消防等の体制・資機材等の充実強化

大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関との連携が十分機能するよう、通信基盤を含む行政、警察、消防機能の低下を回避する取組を進める。

■BCP の改訂 再掲

BCP の実効性向上を図るための改訂を行う。

■建設業者との連携強化

災害時の道路啓開等、地元の建設業者等との連携強化のため、災害時支援協定等の締結を行うとともに、災害時に活用できる重機等の資機材、人材の把握等に努める。

また、建設業の人材育成や、大規模災害からの被害軽減、早期復旧を図るため、建設業者の BCP 策定や見直しを促進する。

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

<要点>

被災後に早期かつ的確に復興が行われるよう、復興に関する体制や手順の検討を実施し、発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。また、災害に強い公営住宅等とするため、長寿命化計画を策定のうえ公営住宅等整備事業、地域住宅に基づく事業、住環境整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

■地籍調査の推進

被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査の促進を図る。

■被災した宅地・建物の調査を行う人材の確保

大規模災害発生時において住民の早期帰宅を支援するための被災宅地や被災建築物の応急危険度判定を速やかに実施し、り災証明発行の前提となる住家被害認定調査を円滑に実施するため、民間の土木建築技術職員及び本市職員の判定士を育成、実践的な研修を実施し、専門人材の養成を推進する。

■被災建築物応急危険度判定士の人材育成の推進

被災建築物応急危険度判定士は余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる2次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、危険の程度を判定・表示する。

本市は、建築士会、建設業協会等の建築関連団体と連携を図り、建築技術者を対象に都道府県知事が実施する認定講習会の受講を推進する。

また、発災後に速やかに判定士の班編成や派遣地区の割振りを行う被災建築物応急危険度判定の実施本部を立上げ体制づくりに努める。

■応急仮設住宅用地等の確保 **再掲**

巨大地震の際には、民間賃貸住宅は応急借上住宅としての活用が期待できるが、当該住宅も被災する可能性が高いと予測される。そのため、既にある民間事業者による検索システムや住宅セーフティーネット制度によるシステムの活用も含め、関係団体等と連携して応急借上住宅の候補となる住宅を量的・質的にリストアップする。

また、公的住宅の空室は、災発生時に一時提供住宅として活用できる場合があり、速やかに活用できるよう、準備をしておく必要がある。

■公営住宅等長寿命化 **再掲**

公営住宅は昭和時代に建設された住宅を多く抱え建物、設備、付帯施設など年数経過による老朽化が進行している中、部分的な個別改善、修繕による維持管理を進める。住宅確保要配慮者、子どもから高齢者と幅広い世代が安全・安心な暮らしを提供できるよう、全面的改善（トータルリモデル）事業や団地建替事業を推進する。

## 第2節 横断的分野の推進方針

### リスクコミュニケーション分野

#### ■復興事前準備の取組の推進 再掲

南海トラフ地震による被害を最小限に抑えるためには、これまで講じてきた防災・減災対策と併せて、平時から被災後を想定して速やかに復興まちづくりが進められるよう復興に向けたビジョンや復興プロセス等を定めた「事前復興計画」を策定する。

また、復興の方針、復興対策の手順の明確化や災害が発生した際の課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングを推進する。

#### ■防災・減災対策を踏まえたまちづくり 再掲

都市計画に関する基本的な方針である「阿南市都市計画マスタープラン」を平成23年3月に策定しており、南海トラフ地震等の自然災害に対する防災・減災対策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、都市計画マスタープランの適切な見直しを行う。

#### ■立地適正化計画の見直し 再掲

都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内は、災害に対する危険性を考慮して区域設定しており、今後各種自然災害の危険区域等の追加指定や防災計画等が改訂された場合は、必要に応じて計画の見直しを行う。

#### ■国道55号等緊急輸送道路の避難路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物）の耐震化 再掲

国道55号等緊急輸送道路の沿道にある建築物のうち、「通行障害既存耐震不適合建築物」の所有者に対し、令和3年3月31日までに耐震診断を実施し所管行政庁に報告することが法律で義務付けられていることや、国・県・市と連携した耐震化助成金制度を説明し、耐震診断の実施を促す。

## 人材育成分野

### ■ 自助・共助の取組強化 再掲

地域の防災力を高めるために、地域の防災リーダーとなる防災士の養成は重要であり、総合防災訓練や避難所設営訓練等に防災士として、訓練指導する側としての参加を促す。

また、「避難行動要支援者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の作成を促進し、地域との共有を図る。

### ■ 関係機関の連携強化、訓練の実施 再掲

市民の防災意識の高揚、地域防災力向上と防災関係機関相互の連携強化及び災害対応能力を高めるため、防災関係機関、自主防災組織団体、ライフライン企業等の協力を得て、市内小学校校区を区分とする総合防災訓練を実施する。地域住民が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所の運営の手助けを行うことなど、地域の自発的な地区内の防災活動を推進し、住民の防災意識の向上のための取組に努めるため、自主防災組織の活動や連合化を促進し、活動を補助する。

### ■ 避難環境の向上、要配慮者支援の強化 再掲

本市では、子供や女性の視点を考慮した「阿南市避難所運営マニュアル」を作成しており、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める。

物資面では、大規模災害時に避難所等へ簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給されるよう取組を強化し、簡易トイレ等の備蓄についても促進し、避難所における適切な食事提供やアレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細やかな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制を推進する。

長期の避難生活に備えて、地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進するとともに、避難所における避難者の「生活の質（QOL）」の向上を図るため、避難所の機能強化を図るとともに、公営住宅などの公共既存施設等について、その特長を最大限に活用した「快適な避難所」の確保を図る。

また、大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる。

### ■ 受援計画の策定 再掲

大規模災害の発生時においては、全職員が健在かつ発災初期から、役割に応じた活動を開始できるとは限らず、外部からの支援が不可欠である。支援を要する業務や受け入れ態勢を具体的にまとめた受援計画を策定し、市自らの行政機能だけでは対応できない事態に、他の自治体や機関など多方面からの支援を最大限いかす。

### ■ 災害マネジメント総括支援員の養成 再掲

災害の各フェーズで対応方針の決定、管理が出来るような災害マネジメント力の高い人材を養成する。

■BCP の改訂 **再掲**

BCP を市の機能だけでなく、受援の側面を踏まえた内容に改訂し、それに基づく訓練を行う。

■被災した宅地・建物の調査を行う人材の確保 **再掲**

大規模災害発生時において住民の早期帰宅を支援するための被災宅地や被災建築物の応急危険度判定を速やかに実施し、り災証明発行の前提となる住家被害認定調査を円滑に実施するため、民間の土木建築技術職員及び本市職員の判定士を育成、実践的な研修を実施し、専門人材の養成を推進する。

■被災建築物応急危険度判定士の人材育成の推進 **再掲**

被災建築物応急危険度判定士は余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる２次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、危険の程度を判定・表示する。

本市は、建築士会、建設業協会等の建築関連団体と連携を図り、建築技術者を対象に都道府県知事が実施する認定講習会の受講を推進する。

また、発災後に速やかに判定士の班編成や派遣地区の割振りを行う被災建築物応急危険度判定の実施本部を立上げ体制づくりに努める。

## 官民連携分野

### ■ 関係機関の連携強化、訓練の実施 再掲

市民の防災意識の高揚、地域防災力向上と防災関係機関相互の連携強化及び災害対応能力を高めるため、防災関係機関、自主防災組織団体、ライフライン企業等の協力を得て、市内小学校校区を区分とする総合防災訓練を実施する。地域住民が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所の運営の手助けを行うことなど、地域の自発的な地区内の防災活動を推進し、住民の防災意識の向上のための取組に努めるため、自主防災組織の活動や連合化を促進し、活動を補助する。

### ■ ライフライン事業者等との連携強化 再掲

経済活動の早期再開の実現には、ライフラインの復旧等が不可欠であり、ライフライン事業者との協定締結を進めるとともに、市総合防災訓練への参加を促進する。

### ■ 石油コンビナート等総合防災訓練 再掲

県と連携し、石油コンビナート等特別防災区域及びその周辺海域において、石油コンビナート等総合防災訓練を定期的実施し、訓練参加機関相互の有機かつ効果的な協力体制を確立し、災害応急対策活動の迅速・円滑化を図る。さらに、コンビナートや重要な産業施設の各管理者は、警察、消防等防災関係機関と連携し、さらなる応急対応能力の向上等を図るため、定期的、また、より実践的な訓練を実施する。

### ■ 大規模災害時資金安定供給連携協議会 再掲

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害などの危機事象の発生に備え、大規模な被害が発生した場合においても、関係機関が連携して円滑な資金供給を行うために、県と連携し、大規模災害時資金安定供給連携協議会の開催を推進する。

### ■ 有害鳥獣駆除事業 再掲

近年、サル、イノシシ、シカによる農作物被害が著しく、林地のみならず、農地の農作物等への被害が増加している。農地の保全のため、関係組織と連携し、地域として広域的総合的に取り組み、有害鳥獣捕獲者に対し、報奨金を支払い被害の軽減に努める。

## 長寿命化対策分野

### ■老朽化対策の推進

本市の各施設等について、阿南市公共施設等総合管理計画に基づき、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための長寿命化対策を推進する。また、施設類型ごとの個別施設計画を早期に整備するとともに、総合管理計画との整合性を図りながら取組を充実・進化させる。

### ■公営住宅等長寿命化 再掲

公営住宅は昭和時代に建設された住宅を多く抱え、建物、設備、付帯施設など年数経過による老朽化が進行している。個別又は全面的改善事業等による既存住宅ストック等の更新、団地建替により、住宅確保要配慮者、子どもから高齢者と幅広い世代が安全・安心な暮らしを提供し、また、災害に強い公営住宅とするため、長寿命化計画を策定のうち公営住宅等整備事業、地域住宅に基づく事業、住環境整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

### ■橋梁・トンネル長寿命化 再掲

高度経済成長期に集中的に整備されてきたトンネル・橋梁等の老朽化が進行しており、これらの効率的な道路構造物の維持管理を進める。近接目視による点検を5年に1度の頻度で行い、点検結果を基に修繕し長寿命化を図る。また、長寿命化計画を策定し、道路インフラの適切な管理を行う。

### ■公園施設長寿命化 再掲

公園管理者などによる目視・触診等による点検に加えて、公園施設の効率的な維持管理・更新投資を行っていくための長寿命化計画を策定し、計画に基づく補修・更新を行い、公園施設の安全性の確保とライフサイクルコスト削減に取り組む。

### ■下水道施設長寿命化 再掲

下水道施設における設備の老朽化が進む中、施設を計画的かつ効率的に維持管理する必要がある。ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の定期的な点検を行い、計画的な改築・更新を実施し、施設等の長寿命化を図る。

### ■学校施設長寿命化

学校施設の長期にわたる基本的な機能・性能及び安全性を維持していくために、計画的な改修、修繕等を実施する。

## 研究開発分野

### ■災害情報伝達手段の整備 再掲

災害から住民の命を守るためには、災害情報の確実な伝達と避難の確認、救援救助、被害状況の情報収集が必須である。災害情報の伝達手段を整備し、情報伝達手段を多重化する。

また、大規模災害に的確に対処するため大学や企業と連携し、ICT や IoT など最新の情報技術を活用し、電力途絶や基幹通信網の遮断という最悪の場合でも、地域住民のひとりひとりに応じた災害情報の伝達や安否確認を可能とするシステムの確立を図るとともに、平時における子供や高齢者の見守りや地域環境の保全などに資するシームレスな防災・防犯システムを構築する。

### ■大規模災害時資金安定供給連携協議会 再掲

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害などの危機事象の発生に備え、大規模な被害が発生した場合においても、関係機関が連携して円滑な資金供給を行うために、県と連携し、大規模災害時資金安定供給連携協議会の開催を推進する。

## 過疎対策分野

### ■ 孤立化防止のための情報収集、救援手段の確保 再掲

大規模災害時の交通や通信等の遮断で、孤立化が想定される集落については、連絡手段の確保等により未然防止を図るとともに、孤立化した地域にあっては、被災状況の早期把握・住民の救出・救助等の応急対策等をすみやかに実施する体制確立が必要である。

このため、本市は県及び防災関係機関等との協力を得て、孤立化した地域住民の安全確保を図るものとする。そのため孤立化集落の把握を常時から進めるようにする。

また、道路網の寸断等による地域の孤立化に備えて、ヘリポートの降着適地を備えるようにする。

### ■ 孤立化集落における災害情報伝達手段の整備、多重化 再掲

災害から住民の命を守るためには、災害情報の確実な伝達と避難の確認、救援救助、被害状況の情報収集が必須である。災害情報の伝達手段を整備し、情報伝達手段を多重化する。また、孤立化した集落の避難所での市民の情報収集手段として、インターネットの使用は有効なものとなっており、災害時に避難所において誰でもアクセス可能なWi-Fi環境を情報伝達手段の多重化及び安心して快適な避難所の環境づくりという観点から及び避難所と災害対策本部の連絡手段の多重化という観点からも整備を進める。

# 第5章 施策の重点化

41のプログラムについては、本市が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画との一体性等を考慮し、15の重点化すべきプログラムを選定した。重点化すべきプログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次のとおりとする。

## ●重点化すべきプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態」 (赤字が15の重点化すべきプログラム)

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1 <b>住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</b>
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 <b>広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生</b>
		1-4 <b>突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</b>
		1-5 <b>大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生</b>
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 <b>被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</b>
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5 <b>医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</b>
		2-6 被災地における感染症等の大規模発生
		2-7 <b>劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生</b>
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 <b>行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ</b>
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 <b>災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</b>
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下にともなう地域経済への甚大な影響
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5 <b>食料等の安定供給の停滞</b>
		5-6 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 <b>電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止</b>
		6-2 <b>上水道等の長期間にわたる供給停止</b>
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 <b>地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</b>
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出
		7-6 <b>農地・森林等の荒廃による被害の拡大</b>
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6 <b>事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</b>
		8-7 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

## 第6章 計画の推進と進捗管理

### 第1節 推進体制

計画の推進については、阿南市、国、徳島県、民間事業者、NPO 団体、市民等の叡智を結集し、本市の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いことから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。さらに、今後、県域を超えた広域での地域計画の策定が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図る必要がある。

### 第2節 計画の進捗管理と見直し

地域計画による本市の強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しは PDCA サイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



PDCA サイクルによる進捗管理と見直し